

森林環境譲与税を活用した取組

— 地方自治体における活用状況と林野庁の取組 —

林野庁森林利用課課長補佐 岡田 裕 貴

1. はじめに

わが国の森林は、国土の約7割を占め、環境保全や防災、水源のかん養、地球温暖化防止など、さまざまな場面で私たちの暮らしを支えている。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していくことが必要である。しかしながら、林業の採算性の低下や、所有者や境界が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れが行き届いていない森林の存在が大きな課題となっている。

森林環境税および森林環境譲与税は、こうした課題を解消し、森林の整備等を進めるために、国民一人一人が等しく負担を分かち合ってわが国の森林を支える仕組みとして創設された。令和元年度より、市町村（特別区を含む。以下同じ。）による森林整備等の新たな財源として、森林環境譲与税の譲与が開始し、全国の市町村では、森林環境譲与税の活用により、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発などの各種取組が展開されている。

本稿では、各自治体における森林環境譲与税の活用状況と、更なる有効活用に向けた林野庁の取組等について紹介する。

2. 森林環境税と森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が国税として1人年額1,000円を徴収する新たな税であり、令和6年度から課税が始まっている。一方、「森林環境譲与税」は、森林環境税による税収を原資として、その全てが市町村における森林整備の促進のために、市町村と都道府県に譲与される財源である。既に、令和元年度から譲与が開始されており、各市町村・都道府県への譲与額は、自治体別の私有林人工林面積、林業就業者数および人口に基づいて算出されている。

森林環境譲与税の用途は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、市町村では、間伐等の「森林の整備に関する施策」と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県では「森林整備を実施する市町村の支援等に関する施策」に充てるとされている。また、同法により、市町村等は、インターネット等により、森林環境譲与税の用途を公表することが義務付けられている。

3. 森林環境譲与税の取組状況

(1) 森林環境譲与税の活用状況

森林環境譲与税の活用額は、譲与開始以降、年々増加しており、令和元年度に96億円、令和2年度に210億円、令和3年度に270億円、令和4年度に399億円となり、令和5年度には464億円（譲与額に対する割合は93%）まで増加した（表-1）。

(2) 市町村の取組状況

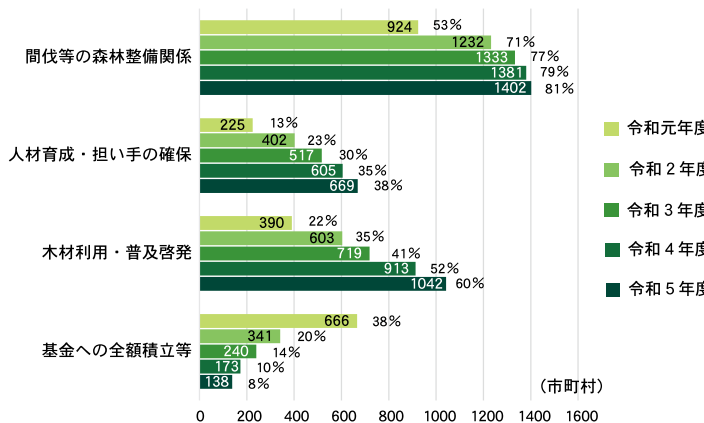
全国の市町村では、森林環境譲与税を活用して、「間伐等の森林整備」、「人材育成・担い手の確保」および「木材利用・普及啓発」の各分野で取組が進められている。

令和5年度には、「間伐等の森林整備」に取り組んだ市町村数は1,402（全市町村数に対する割合：81%）、「人材育成・担い手の確保」は669（同38%）、「木材利用・普及啓発」は1,042（同60%）となった。「基金への全額積立等」の市町村数は138（同8%）となり、令和元年度の666（同38%）から減少している（図-1）。

「間伐等の森林整備」としては、主に森林所有者への意向調査や、間伐等の森林整備、森林整備に必要な林道等の整備などが行われている。また、花粉発生源

表-1 森林環境譲与税の活用額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活用額	96億円	210億円	270億円	399億円	464億円
うち間伐等の森林整備関係	44億円	111億円	150億円	234億円	276億円
うち人材の育成・担い手の確保	31億円	51億円	57億円	68億円	75億円
うち木材利用・普及啓発	21億円	48億円	63億円	97億円	113億円
(参考) 譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円
(参考) 市町村・都道府県別					
市町村	65億円	163億円	217億円	341億円	406億円
都道府県	31億円	47億円	53億円	58億円	58億円



注：1,741市町村から回答。割合は全市町村数に対するもの。項目は複数選択可。

図-1 森林環境譲与税を活用した取組市町村数

対策としてのスギの植替え、道路や電線等のインフラ施設周辺の森林の整備、シカ被害防止対策、苗木生産への支援など、地域の森林の実情や課題に応じた取組も行われており、令和5年度までの5年間で、約15万haの森林整備等が実施された。

森林整備を進めるためには、現場の担い手となる林業従事者を確保することが必要である。林業は、労働災害の発生が高いなど労働環境は極めて厳しく、林業従事者の給与は全産業平均に比べて低くなっている。このような中、「人材育成・担い手の確保」として、多くの市町村で、森林環境譲与税の活用により、林業の担い手を育成するための研修や、林業従事者への安全防護服の購入補助、林業に必要な技能講習経費への助成等の取組が行われている。令和5年度までの5年間で、約3.9万人が研修等に参加した。

また、森林整備の推進にあたっては、間伐等で伐採された木材を建築物等に有効に利用するとともに、地域住民の皆様にも、森林整備の必要性や木材利用の意義を理解していただく必要がある。「木材利用」としては、都市部の市町村を中心に、森林環境譲与税の活用により、庁舎や学校等の公共建築物の木造化や内装の木質化、地域材を利用した木製品の設置や出産のお祝い品としての贈呈などの取組が行われている。「普及啓発」としては、市民と一体となった森林の保全活動や、DIYワークショップ等の木育イベントの開催など、さまざまなイベントや活動が実施されている。令和5年度までの5年間で、約10万㎡の木材が活用されるとともに、約8,700回の普及啓発イベントが実施され、約71万人の方々が参加した(表-2、写真-1~4)。

さらに、森林環境譲与税の譲与開始を契機として、都市部と山村部の市町村による連携の取組が広がっている。例えば、都市部と山村部の市町村が協定を締結した上で、山村部における森林整備の費用に都市部の森林環境譲与税を充当する取組や、山村部での森林整備によるCO₂吸収量を都市部でのカーボンオフセットに活用する取組、都市部の住民による植樹体験や森林環境教育と組み合わせた取組、山村部での森林整備により生産された木材を都市部の木材利用に活用する取組など、双方にメリットが得られるような連携の取組が見られる。令和5年度には、全国168市町村等の参画により、48件の連携の取組が実施された。

表-2 森林環境譲与税を活用した市町村における主な取組実績

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考)累計
間伐等の森林整備関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha	約18.3万ha	約21.0万ha	約91.4万ha
	森林整備面積(うち間伐面積)	約0.6万ha (約0.4万ha)	約1.8万ha (約1.0万ha)	約3.1万ha (約1.4万ha)	約4.3万ha (約2.0万ha)	約5.2万ha (約2.3万ha)	約15.0万ha (約7.1万ha)
	森林作業道の整備	約8.9万m	約23.3万m	約40.6万m	約50.2万m	約85.1万m	約208.1万m
	林道・林業専用道の整備	約0.1万m	約0.5万m	約1.4万m	約1.2万m	約1.6万m	約4.8万m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加者数	約0.7万人	約0.5万人	約0.6万人	約1.0万人	約1.1万人	約3.9万人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約0.5万㎡	約1.3万㎡	約2.3万㎡	約2.8万㎡	約3.1万㎡	約10.0万㎡
	イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約2,600回	約8,700回
	参加者等	約8.8万人	約5.6万人	約12.5万人	約18.9万人	約25.2万人	約71.0万人

注：本実績には、森林環境譲与税と他の財源を組み合わせて行った事業の実施分も含まれている。市町村によっては取組の内容はさまざまであり、「主な取組実績」は、代表的なものを提示している。



写真-1 手入れ不足の森林の間伐 (静岡県小山町)



写真-2 担い手確保のための1日林業体験 (岡山県美咲町)

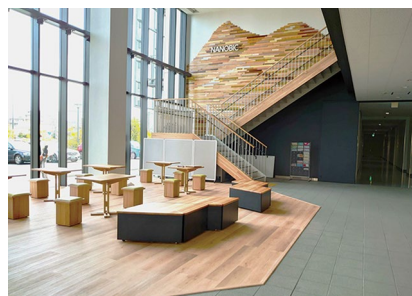


写真-3 建物の内装木質化 (神奈川県川崎市)



写真-4 市民等を対象とした植樹イベント (茨城県神栖市)

(3) 都道府県の取組状況

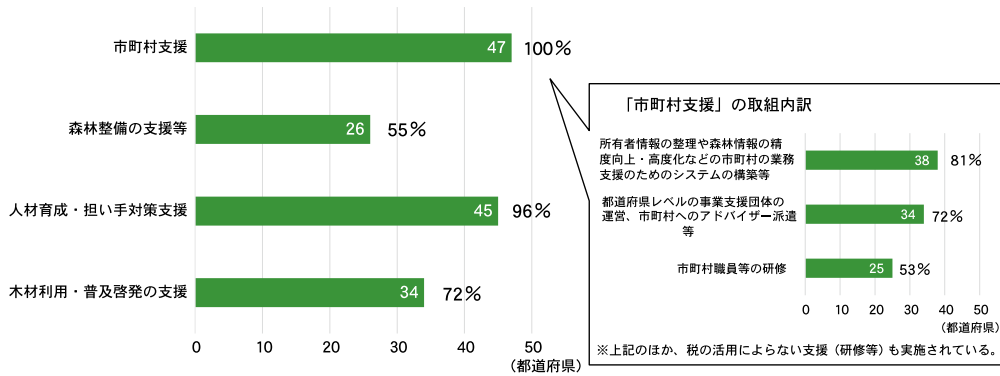
市町村によっては、林業専門の部署がない、林務担当職員が少ないなど、森林・林業行政を担う体制が十分ではない市町村も見られる。このため、森林環境譲与税の一定割合(令和5年度は12%)は都道府県に譲与されており、全ての都道府県において、森林環境譲与税を活用した市町村支援の取組が行われている。具体的な取組内容として、市町村の業務支援のための森林クラウド等のシステム構築、都道府県単位の事業支援団体(森林経営管理のためのサポートセンター等)の運営・アドバイザー派遣、市町村職員の研修などが挙げられる。このほか、市町村の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題として、人材育成・担い手対策や、木材利用の推進・普及啓発に森林環境譲与税を活用する都道府県も多く見られる(図-2)。

4. 林野庁による活用促進に向けた取組

林野庁では、市町村等における森林環境譲与税の活用促進を図るため、人材育成、情報提供、体制整備などの支援を実施している。

(1) 人材育成(研修の開催等)

林野庁では、市町村への技術的助言・指導を行うことのできる技術者を育成するため、都道府県の地方機関や市町村支援組織の職員等を対象とする「森林経営管理リーダー育成研修」を開催し、その中で、森林環境譲与税の活用について説明している。令和元年度から令和6年度までの6年間で、全国43カ所で開催し、のべ923名が受講した。また、都道府県が開催する市町村職員向けの説明会や研



注：グラフ内の実数は都道府県数。割合は全都道府県数に対するもの。項目は複数選択可。

図一 2 都道府県における森林環境譲与税の使途（令和5年度）

修会等に、林野庁職員を講師として派遣しており、令和6年度は、42回の説明会等に職員を派遣している。

（2）情報提供（事例集の作成・公表等）

林野庁では、毎年度、各地における森林環境譲与税を活用したさまざまな取組事例を整理した「森林環境譲与税の取組事例集」を作成している。これまで5冊の事例集を作成して、計574の事例を紹介してきた。各年度の事例集は、林野庁ホームページから入手可能である。

また、林野庁と総務省は、市町村の関係者が譲与税の具体的な使途をイメージできるようにするため、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例（通称：ポジティブリスト）」を作成・公表した。令和5年5月には、花粉症に関する関係閣僚会議において「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、「発生源対策」として、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化に取り組むこととされたことを受けて、「市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施」、「森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助（上乗せ含む）」および「苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援」をリストに追加した。また、近年被害が顕在化しているナラ枯れへの対策についても明記した。なお、森林環境譲与税の使途は、本リストに掲げられた項目に限られるものではなく、森林整備および森林整備の促進に該当する内容であれば、地域の実情に応じて、創意工夫による取組を行うことが可能である。

（3）体制整備

林野庁では、市町村の体制支援として、

「地域林政アドバイザー」制度を設けている。地域林政アドバイザーは、市町村・都道府県が、森林・林業の専門知識を有する技術者をアドバイザーとして委嘱または業務委託する仕組みで、地域林政アドバイザーの活動に要した経費の一部（都道府県：5割、市町村：7割）は、総務省から特別交付税として交付される。令和5年度には、全国218の自治体で334名の地域林政アドバイザーが活動し、市町村有林の整備・管理、森林所有者の意向調査、境界の明確化や航空レーザ計測等を活用した森林情報の整備等に取り組んでいる。

林野庁では、各市町村に対して本制度の活用を促すとともに、地域林政アドバイザーの募集希望のある市町村の情報を技術者団体に提供し、当該情報の一覧を林野庁ホームページで公表している。

5. 森林環境税・森林環境譲与税に関する情報発信・広報

令和6年度から、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まり、森林環境譲与税の活用状況に対する社会の関心は大きく高まっている。林野庁では、納税者の皆様に森林環境譲与税による取組の成果・効果を分かりやすく伝えるために、令和5年度に、森林環境税・森林環境譲与税に関するホームページを新たに開設したほか、林野庁 SNS による情報発信、政府広報、各種行事でのパンフレットやパネルを活用した広報を展開してきた。

また、実際に森林環境譲与税を活用する各自治体にも直接働きかけを行い、①使途公表ホームページにおいて、取組内容を写真や成果データを用いて説明するなどの工夫、②各自治体の広報誌において特集を組んで取組を紹介、③PR 動画や

事例集など独自の広報資材の作成、④森林環境譲与税を活用している旨の事業箇所等への表示、⑤事業のプレスリリース等といった、積極的かつ効果的な広報活動が見られている。このほか、森林環境譲与税の使途の検討にあたって、さまざまな関係者から構成される協議会を立ち上げ検討を行っている例や、市民やボランティア団体などにもアンケートを実施し、地域の森林づくりの方向性と合わせて森林環境譲与税の活用方針をビジョンとして作成している例などもあり、使途の検討段階における工夫も見られている。

6. おわりに

森林環境税・森林環境譲与税は、地球温暖化や災害を防ぎ、豊かな水を育むなど、私たちの命や暮らしを支えてくれている大切な森林を持続的に守り育てていくため、「国民一人一人が、森を支える」新たな仕組みとして創設された。

譲与開始から6年が経過し、譲与税の活用状況は、取組市町村数、活用額、取組実績のいずれも、着実に増加傾向にある。各市町村では、森林所有者への意向調査の結果を踏まえた森林整備など本格的な取組が始まっており、今後も、更なる取組の進展が期待される。

林野庁としても、引き続き、都道府県や市町村等と協力しながら、各地域での有効活用に向けた支援に取り組むとともに、森林環境譲与税による成果を積極的に発信していくこととしている。